

令和３年度障害福祉サービス事業者等指導監査実施方針

１ 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に規定する事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）の実施に当たり、両法及び関連法令の規定に基づき、①法令遵守を徹底し、適正な事業の運営及び事業の透明性の確保がなされているか、②利用者の尊厳が保持され利用者本位のサービス提供がなされているか、③②のサービス提供に対し、適正な給付がなされているか、④適切な防災、防犯対策やリスクマネジメントが行われているか、⑤利用者等の個人情報及安全な管理や適切な取り扱いをしているかなどの観点から、障害福祉サービス事業等を行う事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対し、指導監査を行う。

なお、指導については、上記及び障害福祉サービス事業者等のサービスの質の確保・向上を図る観点から、障害福祉サービス事業者等の育成・支援に主眼を置いて実施する。

また、監査については、法令・指定基準等への違反、給付費の不正請求又は不適切なサービスの提供が疑われる場合に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法で定められた権限（改善勧告、改善命令、指定の効力の全部又は一部停止、指定の取消）を適切に行使し、障害福祉制度への信頼を維持し、利用者を保護することに主眼を置いて、機動的に行うこととする。特に、障害福祉サービス事業者等の不正受給や利用者に対する身体拘束等の虐待に係る事案については、制度の根幹を揺るがすとともに、人権に関わる問題であることから、厳正に対処する。

２ 根拠法令等

- （１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害法」という。）
- （２）児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「児童法」という。）
- （３）障害福祉サービス事業者等指導実施要綱（平成３０年４月１日施行）
- （４）障害福祉サービス事業者等監査実施要綱（平成３１年４月１日施行）
- （５）障害児通所支援事業者等指導実施要綱（令和２年１２月２２日施行）
- （６）障害児通所支援事業者等監査実施要綱（平成３１年４月１日施行）
- （７）京都市指定障害福祉サービス事業者等業務管理体制に関する検査実施要綱（平成３０年４月１日施行）
- （８）京都市指定障害児通所支援事業者等業務管理体制に関する検査実施要綱（平成３１年４月１日施行）

３ 対象施設及び事業所

- （１）指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設（以下「障害者支援施設等」という。）
- （２）指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児通所支援事業者、並びに指定障害児相談支援事業者が開設する事業所（以下「その他事業所」という。）

４ 指導形態

（１）集団指導

障害福祉サービス事業者等を一定の場所に集めて、障害福祉サービス事業等の取扱いや介護給付費、訓練等給付費、療養介護医療費、計画相談支援給付費若しくは特定障害者特別給付費、障害児通所給付費及び障害児入所給付費並びに障害児相談支援給付費（以下「給付費」という。）の請求の内容、制度改正内容、過去の指導事例等について、講習等の方法により行う。

（２）実地指導

障害者支援施設等及びその他事業所（以下「事業所等」という。）において、設備の確認や関

係書類の閲覧を行い、関係者から関係書類等を基に説明を求める面談方式により行う。

５ 集団指導

障害福祉サービス事業者等を対象に、年１回実施する。

６ 実地指導

（１）対象選定方法

実地指導の対象となる事業所等については、３年に１回を目安として過去の実地指導時期や指導経過等を踏まえ選定する。（ただし、指定障害者支援施設は、２年に１回、指定障害児入所施設及び児童発達支援センターは１年に１回を目安とする。）

ただし、京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構による第三者評価を定期的に受診している事業所等については、６年に１回を目安とする。（指定障害者支援施設、指定障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く。）

また、新規指定及び既存事業拡大の計画を有する障害福祉サービス事業者等が開設する事業所等についても、原則として実地指導の対象とする。

なお、本市が必要と認める場合は、目安とする頻度にかかわらず随時実施する。

（２）実地指導体制

実地指導は、原則２名以上の指導班を編成し実施する。

（３）指導日数

- ア 指定障害者支援施設等：原則１日
- イ その他事業所：原則半日（ただし、施設併設の場合は１日もあり得る。）

（４）指導の重点事項

- ア 法令遵守事項
 - 人員、設備及び運営の状況
 - ・必要なサービス提供人員の配置状況
 - ・必要な設備、備品の整備状況
 - ・利用者等に求めることができる金銭の範囲等
 - 業務管理体制の整備の状況
 - ・法令遵守責任者の役割及びその業務の状況
 - ・業務が法令に適合することを確保するための規定の整備等

イ 給付費の算定等に係る事項

- 加算算定においての算定要件の十分な理解
- 加算の算定根拠資料の十分な整備等

ウ サービス提供事項

- 利用者本位の個別支援計画の策定及びそれらに基づく適切なサービスの提供
- サービス提供記録の充実等による事業運営の透明性の確保
- 身体拘束の廃止など利用者の権利擁護、サービスの質の向上に向けた取組

エ 防災、防犯対策関連事項

- 非常災害に関する具体的計画（火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画）の作成、関係機関への通報及び連携体制の整備
- 非常災害に関する具体的計画の従業者への周知、定期的な避難、救出その他の訓練の実施
- 防犯設備の整備・点検
- 関係機関や地域住民等との協力・連携体制の構築

オ リスクマネジメント関連事項

- 事故発生時及び緊急時の対応、衛生管理等に係るマニュアルの作成、従業者への周知

- 苦情解決体制の整備、苦情処理に係るマニュアルの作成及びマニュアルに沿った適切な処理
- カ 個人情報保護に係る事項
 - 安全管理措置等の手法例
 - ・個人情報保護に関する規程・規則等の策定
 - ・個人情報を含む記憶媒体（パソコン、USB、デジタルカメラ、書面等）の取扱いルール（適切な取得、利用、保管の方法等）の作成
 - ・個人情報に係る職員研修等の実施

7 監査

（1）監査の実施

次に示す状況を踏まえて、指定基準違反等の確認が必要と認める場合に速やかに行う。

- ア サービス利用者や家族、障害福祉サービス事業者等の従業者等からの通報・苦情・相談等に基づく情報
 - イ 京都府、京都府国民健康保険団体連合会等からの情報提供
 - ウ 給付費の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者
 - エ 正当な理由なく、実地指導を拒否し、若しくは虚偽の報告等をしたとき
 - オ 実地指導において確認した指定基準違反等の疑い（実地指導を中止し、直ちに監査を行う場合もある。）
- （2）監査体制
- 監査は、2名以上の監査班を編成し実施する。

8 指導・監査後の処理

（1）文書指摘

実地指導においては、その結果を口頭により指摘することを原則とするが、法令基準違反の事実があり、改善を要すると認められた事項については、当該障害福祉サービス事業者等に対し、文書指摘として書面で通知し、原則として1箇月以内に改善報告書の提出を求める。

（2）自主点検及び自主返還指示

障害福祉サービス事業者等に対する実地指導において、障害福祉サービス等の内容、給付費の算定又はその請求に関し不当な事実を確認したときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、当該指摘事項に関し、指導を行った月の前5年間について、自主点検のうえ、その結果を報告させるものとし、給付費を返還すべき内容が確認されたときは、自主返還の指示を行う。

また、該当する市町村に対し、当該障害福祉サービス事業者等の名称、返還金額等、必要な事項を通知する。

（3）勧告

監査の結果、法令基準違反の事実が確認され、当該違反の規模、期間、内容、改善の可能性等を勘案し、上記(1)の文書指摘より強力に指導を行う必要があると認めるときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて当該基準を遵守するよう勧告し、当該勧告に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

（4）業務改善命令

上記(3)の勧告を受けた障害福祉サービス事業者等が、正当な理由なく当該勧告に係る改善措置を採らなかった場合であって、当該勧告に係る基準違反の規模、期間、内容等を勘案し、必要があると認める場合には、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて勧告に係る措置をとるよう業務改善命令を行い、当該命令に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

なお、同命令を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、京都府及び京都府国民

健康保険団体連合会に連絡する。

（5）指定の取消又は効力停止

監査の結果、指定の取消又は効力停止処件事由に該当する事実がある場合であって、当該事実の内容、悪質性及び重大性、改善の可能性等を勘案し必要があると認める場合には、当該障害福祉サービス事業者等の指定を取り消し又は期間を定めてその効力を停止する。

なお、指定の取消又は効力停止を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、京都府及び京都府国民健康保険団体連合会に連絡する。

（6）加算金

監査の結果、給付費の返還が生じる場合であって、障害福祉サービス事業者等が偽りその他の不正の行為により給付費の支払いを受けていたことが確認されたときは、過去5年間について返還金を確定し、当該返還額に加え、障害法第8条第2項、児童法第57条の2第2項及び第5項の規定により当該額に100分の40を乗じて得た額を支払うよう、当該障害福祉サービス事業者等に指示するとともに、当該給付に関係する市町村に対し、支払いを求めるよう通知する。

（7）公表

上記(3)の勧告を行った場合であって、期限までに改善措置が履行されなかった場合は、法令基準違反の程度を勘案し、また上記(4)の業務改善命令又は上記(5)の指定の取消又は効力停止の処分を行った場合は原則として、その旨を公表する。

（8）聴聞等

上記(4)の業務改善命令及び上記(5)の指定の取消又は効力停止の処分を行おうとする場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による聴聞又は弁明の機会付与の手続きを行う。ただし、同条第2項の規定により、これらの手続きをとることを要しない場合を除く。

（9）刑事告発

悪質と認める不正請求や虚偽報告、検査忌避等については、刑事告発を検討する。

9 令和3年度における実施計画

（1）集団指導

年度の早い時期に、書面開催又は講習等の方法で実施

（2）実地指導

令和3年4月～令和4年3月に実施

障害福祉サービス事業者等指導実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害法」という。）第10条第1項の規定による文書の提出等及びそれに基づく措置として、次の各号に定める者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して京都市が行う自立支援給付（以下「給付費」という。）に係る障害福祉サービス等の内容並びに給付費の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、障害福祉サービス等の質の確保及び給付の適正化を図ることを目的とする。

- (1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、地域移行支援、地域定着支援及び計画相談支援を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者
- (2) 指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
- (3) 指定障害者支援施設等の設置者若しくは当該指定に係る施設等の従業者又は指定障害者支援施設等の設置者であった者若しくは当該指定に係る施設等の従業者であった者
- (4) 指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者

(指導方針)

第2条 障害福祉サービス事業者等に対する指導は、次の各号に定める障害福祉サービス等の取扱いや給付費の請求等に関する事項について、周知徹底させることを方針として実施する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）
- (8) 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）
- (9) 京都府障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年京都市条例第38号）

(指導体制)

第3条 指導は、保健福祉局保健福祉部監査指導課の職員が、所属長の指示を受け実施する。

(指導形態)

第4条 指導形態は、次の各号のとおりとする。

- (1) 集団指導
集団指導は、京都市が指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。
- (2) 実地指導
実地指導は、指導の対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所において実地に行う。

(指導対象の選定基準)

第5条 指導は、全ての障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づき対象の選定を行う。

- (1) 集団指導の選定基準
全ての障害福祉サービス事業者等について、障害福祉サービス等の取扱い、給付費の請求の内容、制度改正内容並びに障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。
- (2) 実地指導の選定基準
全ての障害福祉サービス事業者等のうち、次の各号のとおりとする。
 - ア 毎年度、別に定める障害福祉サービス事業者等指導監査実施方針に基づき選定した障害福祉サービス事業者等
 - イ 次に示す情報を踏まえて、指導が必要と認める障害福祉サービス事業者等
 - (ア) 障害福祉サービス等の利用者や家族、障害福祉サービス事業者等の従業者等からの通報・苦情・相談等に基づく情報
 - (イ) 京都府等からの情報提供
 - ウ その他特に実地指導が必要と認める障害福祉サービス事業者等

(指導方法)

第6条 指導方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 集団指導
 - ア 集団指導通知
指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書等により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。
 - イ 指導方法
集団指導は、障害福祉サービス等の取扱い、給付費の請求の内容、制度改正内容並びに障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。
なお、集団指導に欠席した障害福祉サービス事業者等には、個別に実地指導を実施すること等により必要書類を渡すなど、必要な情報提供に努める。
- (2) 実地指導
 - ア 実地指導体制
実地指導は、原則2名以上の指導班を編成し実施する。
 - イ 実地指導通知
指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、原則としてあらかじめ次に掲げる事項を文書により障害福祉サービス事業者等に通知する。
ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。
 - (ア) 根拠規定
 - (イ) 日時及び場所
 - (ウ) 担当者

- (エ) 出席者
- (オ) 準備すべき書類等

ウ 事前資料の提出

実地指導の実施に当たっては、必要に応じて事前資料の提出を求める。

エ 指導方法

実地指導は、第2条に定める指導方針に基づき、設備の確認や関係書類の閲覧を行い、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式により行う。

オ 講評

実地指導の結果については、実地指導終了後、現地において障害福祉サービス事業者等の責任者等に対して、口頭で講評を行う。

(指導結果の通知等)

第7条 実地指導の結果、改善を要すると認められた事項及び給付費の請求について過誤による調整を要すると認められた場合には、後日、文書によってその旨の通知を行う。

2 当該障害福祉サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求める。

(監査への変更)

第8条 実地指導中に次の各号に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに障害福祉サービス事業者等監査実施要綱に定めるところにより監査を行う。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 給付費の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求であると判断した場合

(京都府等への情報提供)

第9条 指導結果及び改善報告書の内容については、必要に応じ、京都府等に情報提供する。

(指摘に伴う自主返還措置)

第10条 障害福祉サービス事業者等に対する実地指導において、障害福祉サービス等の内容、給付費の算定又はその請求に関し不当な事実を確認したときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、指摘を行った事項に係る自主点検の指示を行う。

この場合、指摘を行った事項について、全利用者の給付費明細書等関係書類を対象に、指導を行った月の前5年間について、自主点検のうえ、その結果を報告させるものとし、返還すべき内容が確認されたときは、自主返還の指示を行う。

- 2 該当する京都市以外の市町村に対し、当該障害福祉サービス事業者等の名称、返還金額等、必要な事項を通知する。
- 3 一定期間を経過しても返還が行われない障害福祉サービス事業者等に対しては、障害福祉サービス事業者等監査実施要綱に基づき速やかに監査を実施する。

(指導の拒否への対応)

第11条 正当な理由がなく実地指導を拒否した障害福祉サービス事業者等について、他に事業の適正な運営を確認する方法がない場合は、障害福祉サービス事業者等監査実施要綱に基づき速やかに監査を行う。

(法に基づく権限行使)

第12条 第6条から前条までの規定は、障害法又は他の法令に基づいて有する権限の行使を妨げない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

障害児通所支援事業者等指導実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児童法」という。）第21条の5の22、第24条の15、第24条の34及び第57条の3の2の規定による文書の提出等及びそれに基づく措置として、次の各号に定める者（以下「障害児通所支援事業者等」という。）に対して京都市が行う障害児通所給付費、障害児入所給付費及び障害児相談支援給付費（以下「給付費」という。）に係る指定障害児通所支援、指定入所支援及び指定障害児相談支援（以下「指定障害児通所支援等」という。）の内容並びに給付費の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、指定障害児通所支援等の質の確保及び給付の適正化を図ることを目的とする。

- (1) 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設並びに障害児相談支援を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者
- (2) 指定障害児通所支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定障害児通所支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
- (3) 指定障害児入所施設等の設置者若しくは当該指定に係る施設等の従業者又は指定障害児入所施設等の設置者であった者若しくは当該指定に係る施設等の従業者であった者
- (4) 指定障害児相談支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定障害児相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者

(指導方針)

第2条 障害児通所支援事業者等に対する指導は、次の各号に定める指定障害児通所支援等の取扱いや給付費の請求等に関する事項について、周知徹底させることを方針として実施する。

- (1) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）
- (2) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）
- (3) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）
- (4) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
- (5) 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成24年厚生労働省告示第128号）
- (6) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）
- (7) 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）
- (8) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）
- (9) 京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年京都市条例第36号）

(指導体制)

第3条 指導は、子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室の職員が、児童施設監査指導課長の指示を受け実施する。

(指導形態)

第4条 指導形態は、次の各号のとおりとする。

- (1) 集団指導

集団指導は、京都市が指定の権限を持つ障害児通所支援事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

実地指導は、指導の対象となる障害児通所支援事業者等の事業所において実地に行う。

(指導対象の選定基準)

第5条 指導は、全ての障害児通所支援事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づき対象の選定を行う。

(1) 集団指導の選定基準

全ての障害児通所支援事業者等について、指定障害児通所支援等の取扱い、給付費の請求の内容、制度改正内容及び障害児虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

(2) 実地指導の選定基準

全ての障害児通所支援事業者等のうち、次の各号のとおりとする。

ア 毎年度、別に定める障害福祉サービス事業者等指導監査実施方針に基づき選定した障害児通所支援事業者等

イ 次に示す情報を踏まえて、指導が必要と認める障害児通所支援事業者等

(ア) 指定障害児通所支援等の利用者や家族、障害児通所支援事業者等の従業者等からの通報・苦情・相談等に基づく情報

(イ) 京都府等からの情報提供

ウ その他特に実地指導が必要と認める障害児通所支援事業者等

(指導方法)

第6条 指導方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 集団指導通知

指導対象となる障害児通所支援事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書等により当該障害児通所支援事業者等に通知する。

イ 指導方法

集団指導は、指定障害児通所支援等の取扱い、給付費の請求の内容、制度改正内容及び障害児虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、集団指導に欠席した障害児通所支援事業者等には、個別に実地指導を実施すること等により必要書類を渡すなど、必要な情報提供に努める。

(2) 実地指導

ア 実地指導体制

実地指導は、原則2名以上の指導班を編成し実施する。

イ 実地指導通知

指導対象となる障害児通所支援事業者等を決定したときは、原則としてあらかじめ次に掲げる事項を文書により障害児通所支援事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において障害児虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常における支援の提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

(ア) 根拠規定

(イ) 日時及び場所

(ウ) 担当者

(エ) 出席者

(オ) 準備すべき書類等

ウ 事前資料の提出

実地指導の実施に当たっては、必要に応じて事前資料の提出を求める。

エ 指導方法

実地指導は、第2条に定める指導方針に基づき、設備の確認や関係書類の閲覧を行い、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式により行う。

オ 講評

実地指導の結果については、実地指導終了後、現地において障害児通所支援事業者等の責任者等に対して、口頭で講評を行う。

（指導結果の通知等）

第7条 実地指導の結果、改善を要すると認められた事項及び給付費の請求について過誤による調整を要すると認められた場合には、後日、文書によってその旨の通知を行う。

2 当該障害児通所支援事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求める。

3 当該障害児通所支援事業者等に対して、文書により報告を求めた内容及びその改善状況を本市のホームページに掲載するものとする。

（監査への変更）

第8条 実地指導中に次の各号に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに障害児通所支援事業者等監査実施要綱に定めるところにより監査を行う。

（1）著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

（2）給付費の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求であると判断した場合

（京都府等への情報提供）

第9条 指導結果及び改善報告書の内容については、必要に応じ、京都府等に情報提供する。

（指摘に伴う自主返還措置）

第10条 障害児通所支援事業者等に対する実地指導において、指定障害児通所支援等の内容、給付費の算定又はその請求に関し不当な事実を確認したときは、当該障害児通所支援事業者等に対し、指摘を行った事項に係る自主点検の指示を行う。

この場合、指摘を行った事項について、全利用者の給付費明細書等関係書類を対象に、指導を行った月の前5年間について、自主点検のうえ、その結果を報告させるものとし、返還すべき内容が確認されたときは、自主返還の指示を行う。

2 該当する京都市以外の市町村に対し、当該障害児通所支援事業者等の名称、返還金額等、必要な事項を通知する。

3 一定期間を経過しても返還が行われない障害児通所支援事業者等に対しては、障害児通所支援事業者等監査実施要綱に基づき速やかに監査を実施する。

（指導の拒否への対応）

第11条 正当な理由がなく実地指導を拒否した障害児通所支援事業者等について、他に事業の適正な運営を確認する方法がない場合は、障害児通所支援事業者等監査実施要綱に基づき速やかに監査を行う。

（法に基づく権限行使）

第12条 第6条から前条までの規定は、児童法又は他の法令に基づいて有する権限の行使を妨げない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月22日から施行する。

障害福祉サービス事業者等監査実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害法」という。）第48条、第49条、第50条の規定に基づき、次の各号に定める者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して京都市が行う自立支援給付（以下「給付費」という。）に係る障害福祉サービス等の内容並びに給付費の請求に関する監査について、基本的事項を定めることにより、給付対象サービス等の質の確保及び給付の適正化を図ることを目的とする。

- （1）指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
- （2）指定障害者支援施設等の設置者若しくは当該指定に係る施設等の従業者又は指定障害者支援施設等の設置者であった者若しくは当該指定に係る施設等の従業者であった者
- （3）指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者

（監査方針）

第2条 障害福祉サービス事業者等に対する監査は、給付対象サービス等の内容について、障害法第49条、第50条に規定する行政上の措置に該当する内容であると認める場合若しくはその疑いがあると認める場合又は給付費の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼とする。

（監査体制）

第3条 監査は、保健福祉局保健福祉部監査指導課の職員が、所属長の指示を受け実施する。

（監査対象となる障害福祉サービス事業者等の選定基準）

第4条 監査は、次の各号に示す状況を踏まえて、指定基準違反等の確認が必要と認める場合に行う。

- （1）要確認情報
 - ア 障害福祉サービス等の利用者や家族、障害福祉サービス事業者等の従業者等からの通報・苦情・相談等に基づく情報
 - イ 京都府等からの情報提供
 - ウ 給付費の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者
 - エ 正当な理由がなく実地指導を拒否したとき
- （2）実地指導において確認した指定基準違反等
障害法第10条第1項に基づき指導を行った障害福祉サービス事業者等について確認した指定基準違反等

（監査方法）

第5条 監査方法は、次の各号のとおりとする。

- （1）監査体制
監査は、2名以上の監査班を編成し実施する。
- （2）報告等
指定基準違反等の確認が必要と認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該障害福祉サービス事業者等の当該指定に係る事業所等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行う。

（3）監査結果の通知等

ア 監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日、文書によってその旨の通知を行う。

イ 報告書の提出

当該障害福祉サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求める。

（監査後の措置）

第6条 監査後の措置は、次の各号のとおりとする。

（1）行政上の措置

指定基準違反等が認められた場合には、障害法第49条、第50条に定める規定に基づき、行政上の措置を機動的に行う。

ア 勧告

障害福祉サービス事業者等に障害法第49条第1項及び第2項に定める指定基準違反の事実が確認された場合、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において当該障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行う。

イ 命令

障害福祉サービス事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置を採らなかったときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令した場合には、その旨を公示しなければならない。

命令を受けた場合において、当該障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行う。

ウ 指定の取消し等

指定基準違反等の内容等が障害法第50条第1項各号及び同条第3項で準用する同条第1項各号（第12号を除く）のいずれかに該当する場合においては、当該障害福祉サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消し等」という。）ができる。

（2）聴聞等

監査の結果、当該障害福祉サービス事業者等が命令又は指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められた場合は、監査後に取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

（3）経済上の措置

ア 勧告、命令、指定の取消し等を行った場合に、給付費の全部又は一部について当該給付費に関係する京都市以外の市町村に対し、障害法第8条第2項に基づく不正利得の徴収等（返還金）として徴収を行うよう通知する。

なお、返還処分に至らないと認められた場合は、「障害福祉サービス事業者等指導実施要綱」の実地指導に準じて、指摘に伴う自主返還措置を行う。

イ 監査の結果、障害福祉サービス等の内容又は給付費の請求に関し不正又は不当の事実が認められた場合における当該事項に係る返還期間は、5年間とする。

ウ 命令又は取消処分等を行った場合には、当該障害福祉サービス事業者等に対し、原則として、障害法第8条第2項の規定により、その支払った額につき返還させるほか、その返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導する。

(4) 行政上の措置の公示等

監査の結果、取消処分等を行ったときは、障害法第51条第1項第4号の規定により速やかにその旨を公示するとともに、京都府に連絡する。

(法に基づく権限行使)

第7条 前2条の規定は、障害法又は他の法令に基づいて有する権限の行使を妨げない。

(厚生労働省等への報告)

第8条 監査結果及び行政上の措置の実施状況については、必要に応じ、厚生労働省、京都府に報告する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

障害児通所支援事業者等監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「児童法」という。)第21条の5の22、第21条の5の23、第21条の5の24、第24条の15、第24条の16、第24条の17、第24条の34、第24条の35及び第24条の36の規定に基づき、次の各号に定める者(以下「障害児通所支援事業者等」という。)に対して京都市が行う障害児通所給付費、障害児入所給付費及び障害児相談支援給付費(以下「給付費」という。)に係る指定障害児通所支援、指定入所支援及び指定障害児相談支援(以下「指定障害児通所支援等」という。)の内容並びに給付費の請求に関する監査について、基本的事項を定めることにより、指定障害児通所支援等の質の確保及び給付の適正化を図ることを目的とする。

- (1) 指定障害児通所支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定障害児通所支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
- (2) 指定障害児入所施設等の設置者若しくは当該指定に係る施設等の従業者又は指定障害児入所施設等の設置者であった者若しくは当該指定に係る施設等の従業者であった者
- (3) 指定障害児相談支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定障害児相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者

(監査方針)

第2条 障害児通所支援事業者等に対する監査は、指定障害児通所支援等の内容について、児童法第21条の5の23、第21条の5の24、第24条の16、第24条の17、第24条の35及び第24条の36に規定する行政上の措置に該当する内容であると認める場合若しくはその疑いがあると認める場合又は給付費の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合(以下「指定基準違反等」という。)において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼とする。

(監査体制)

第3条 監査は、子ども若者はぐみ局はぐみ創造推進室の職員が、児童施設監査指導課長の指示を受け実施する。

(監査対象となる障害児通所支援事業者等の選定基準)

第4条 監査は、次の各号に示す状況を踏まえて、指定基準違反等の確認が必要と認める場合に行う。

- (1) 要確認情報
 - ア 指定障害児通所支援等の利用者や家族、障害児通所支援事業者等の従業者等からの通報・苦情・相談等に基づく情報
 - イ 京都府等からの情報提供
 - ウ 給付費の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者
 - エ 正当な理由がなく実地指導を拒否したとき
- (2) 実地指導において確認した指定基準違反等
 - 児童法第21条の5の22、第24条の15及び第24条の34に基づき指導を行った障害児通所支援事業者等について確認した指定基準違反等

(監査方法)

第5条 監査方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 監査体制

- 監査は、２名以上の監査班を編成し実施する。
- (２) 報告等
- 指定基準違反等の確認が必要と認めるときは、障害児通所支援事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該障害児通所支援事業者等の当該指定に係る事業所等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行う。
- (３) 監査結果の通知等
- ア 監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日、文書によってその旨の通知を行う。
- イ 報告書の提出
- 当該障害児通所支援事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求める。

(監査後の措置)

第６条 監査後の措置は、次の各号のとおりとする。

- (１) 行政上の措置
- 指定基準違反等が認められた場合には、児童法第２１条の５の２３、第２１条の５の２４、第２４条の１６、第２４条の１７、第２４条の３５及び第２４条の３６に定める規定に基づき、行政上の措置を機動的に行う。
- ア 勧告
- 障害児通所支援事業者等に児童法第２１条の５の２３第１項各号、第２４条の１６第１項各号及び第２４条の３５第１項各号に定める指定基準違反の事実が確認された場合、当該障害児通所支援事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。
- これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 勧告を受けた場合において当該障害児通所支援事業者等は、期限内に文書により報告を行う。
- イ 命令
- 障害児通所支援事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置を採らなかったときは、当該障害児通所支援事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。
- なお、命令した場合には、その旨を公示しなければならない。
- 命令を受けた場合において、当該障害児通所支援事業者等は、期限内に文書により報告を行う。
- ウ 指定の取消し等
- 指定基準違反等の内容等が児童法第２１条の５の２４第１項各号、第２４条の１７第１項各号及び第２４条の３６第１項各号のいずれかに該当する場合においては、当該障害児通所支援事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消し等」という。）ができる。
- (２) 聴聞等
- 監査の結果、当該障害児通所支援事業者等が命令又は指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められた場合は、監査後に取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成５年法律第８８号）第１３条第１項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。
- ただし、同条第２項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。
- (３) 経済上の措置

ア 勧告、命令、指定の取消し等を行った場合に、給付費の全部又は一部について当該給付費に関係する京都市以外の市町村に対し、児童法第５７条の２第２項に基づく不正利得の徴収等（返還金）として徴収を行うよう通知する。

なお、返還処分に至らないと認められた場合は、「障害児通所支援事業者等指導実施要綱」の実地指導に準じて、指摘に伴う自主返還措置を行う。

イ 監査の結果、指定障害児通所支援等の内容又は給付費の請求に関し不正又は不当の事実が認められた場合における当該事項に係る返還期間は、５年間とする。

ウ 命令又は取消処分等を行った場合には、当該障害児通所支援事業者等に対し、原則として、児童法第５７条の２第２項及び第５項の規定により、その支払った額につき返還させるほか、その返還額に１００分の４０を乗じて得た額を支払わせるよう指導する。

(４) 行政上の措置の公示等

監査の結果、取消処分等を行ったときは、児童法第２１条の５の２５第３項、第２４条の１８第３項及び第２４条の３７第３項の規定により速やかにその旨を公示するとともに、京都府に連絡する。

(法に基づく権限行使)

第７条 前２条の規定は、児童法又は他の法令に基づいて有する権限の行使を妨げない。

(厚生労働省等への報告)

第８条 監査結果及び行政上の措置の実施状況については、必要に応じ、厚生労働省、京都府に報告する。

(委任)

第９条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

京都市指定障害福祉サービス事業者等業務管理体制に関する検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第51条の3、第51条の4、第51条の32、第51条の33の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効率的な検査の実施及び不正行為の未然防止、指定障害福祉サービス事業者等の健全かつ適正な運営の確保を図ることを目的とする。

(検査の種別)

第2条 検査の種別は次のとおりとする。

(1) 一般検査

一般検査は、指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備の内容及び法令遵守義務の履行の確保のための取組について把握し、指定障害福祉サービス事業者等の法令遵守に係る取組の促進を図ることを主眼とする。

(2) 特別検査

特別検査は、指定障害福祉サービス事業者等が指定取消処分相当事案の対象となることとが予定される場合において、事実関係を的確に把握し、適切な措置を執ることを主眼とする。

(検査対象の選定)

第3条 検査対象の選定は次のとおりとする。

(1) 一般検査

全ての指定障害福祉サービス事業者等を対象として計画的に検査を実施することとし、原則として「障害福祉サービス事業者等指導実施要綱」に基づき実施する実地指導の対象を、一般検査の対象とする。

(2) 特別検査

「障害福祉サービス事業者等監査実施要綱」に基づき実施する指定障害福祉サービス事業者等に対する監査において、指定取消処分相当の事案が発覚した場合、当該指定障害福祉サービス事業者等を検査対象とする。

(検査体制)

第4条 検査は、保健福祉局保健福祉部監査指導課の職員が、所属長の指示を受け、実施する。

(検査方法)

第5条 検査方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 検査は原則2名以上の検査班を編成し実施する。

(2) 報告等

業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定障害福祉サービス事業者等の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者等の当該指定に係る事業所若しくは施設、事務所その他の指定障害福祉サービス等の提供に係るのある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

(3) 検査結果の通知等

ア 検査の結果、勧告等に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日、文書によってその旨の通知を行うものとする。

イ 報告書の提出

当該サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

(検査後の措置)

第6条 障害者総合支援法第51条の2第1項及び第51条の3第1項に規定する厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認められた場合には、障害者総合支援法第51条の4及び第51条の33の規定により勧告、命令等の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

指定障害福祉サービス事業者等に同基準に違反する事実が確認された場合、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により当該厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

その勧告を受けた指定障害福祉サービス事業者等が、期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において当該指定障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(2) 命令

指定障害福祉サービス事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

命令を受けた場合において、当該指定障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(法に基づく権限行使)

第7条 前2条の規定は、障害者総合支援法又は他の法令に基づいて有する権限の行使を妨げない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるものの他、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

京都市指定障害児通所支援事業者等業務管理体制に関する検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の27、第21条の5の28、第24条の19の2、第24条の39及び第24条の40の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効率的な検査の実施及び不正行為の未然防止、指定障害児通所支援事業者等の健全かつ適正な運営の確保を図ることを目的とする。

(検査の種別)

第2条 検査の種別は次のとおりとする。

(1) 一般検査

一般検査は、指定障害児通所支援事業者等の業務管理体制の整備の内容及び法令遵守義務の履行の確保のための取組について把握し、指定障害児通所支援事業者等の法令遵守に係る取組の促進を図ることを主眼とする。

(2) 特別検査

特別検査は、指定障害児通所支援事業者等が指定取消処分相当事案の対象となることが予定される場合において、事実関係を的確に把握し、適切な措置を執ることを主眼とする。

(検査対象の選定)

第3条 検査対象の選定は次のとおりとする。

(1) 一般検査

全ての指定障害児通所支援事業者等を対象として計画的に検査を実施することとし、原則として「障害児通所支援事業者等指導実施要綱」に基づき実施する実地指導の対象を、一般検査の対象とする。

(2) 特別検査

「障害児通所支援事業者等監査実施要綱」に基づき実施する指定障害児通所支援事業者等に対する監査において、指定取消処分相当の事案が発覚した場合、当該指定障害児通所支援事業者等を検査対象とする。

(検査体制)

第4条 検査は、子ども若者はぐみ局はぐみ創造推進室の職員が、児童施設監査指導課長の指示を受け、実施する。

(検査方法)

第5条 検査方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 検査は、原則2名以上の検査班を編成し実施する。

(2) 報告等

業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、指定障害児通所支援事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定障害児通所支援事業者等の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害児通所支援事業者等の当該指定に係る事業所若しくは施設、事務所その他の指定障害児通所支援等の提供に係るのある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

(3) 検査結果の通知等

ア 検査の結果、勧告等に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日、文書によってその旨の通知を行うものとする。

イ 報告書の提出

当該指定障害児通所支援事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

(検査後の措置)

第6条 児童福祉法第21条の5の26第1項、第24条の19の2及び第24条の40第1項に規定する厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認められた場合には、児童福祉法第21条の5の28、第24条の19の2及び第24条の40の規定により勧告、命令等の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

指定障害児通所支援事業者等と同基準に違反する事実が確認された場合、当該指定障害児通所支援事業者等に対し、期限を定めて、文書により当該厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

その勧告を受けた指定障害児通所支援事業者等が、期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において当該指定障害児通所支援事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(2) 命令

指定障害児通所支援事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定障害児通所支援事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

命令を受けた場合において、当該指定障害児通所支援事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(法に基づく権限行使)

第7条 前2条の規定は、児童福祉法又は他の法令に基づいて有する権限の行使を妨げない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるものの他、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

